

資格確認書の早見表・チェックリスト

STEP1 親が入っている健康保険と、マイナ保険証の状況を確認する | 登録不要・無料・2026年版

ふれあいの丘
生前整理支援センター
1 / 3

従来の健康保険証では、もう受診できません(厚生労働省)

従来の健康保険証は2024年12月2日以降新たに発行されず、経過措置(券面の有効期限内、最大1年)も2025年12月1日で終わり、全ての有効期限が満了。期限切れの保険証を持参した場合の対応も2026年7月31日で終了しました。受診には、マイナ保険証が資格確認書を使います。

① 親が入っている健康保険はどれ？ 資格確認書に書かれた保険者の名前で確かめ、当てはまるものに✓

	保険の種類(見分け方)	資格確認書の交付元	有効期限	亡くなったときの返却先
☐	後期高齢者医療 75歳以上(65～74歳で一定の障害があり広域連合の認定を受けた人も)。保険者名が「〇〇後期高齢者医療広域連合」	都道府県の後期高齢者医療広域連合(送付は市区町村から)	東京都の広域連合は令和8年8月1日の一斉更新分が最長1年間(令和9年7月31日まで)、大阪府の広域連合は原則毎年7月31日まで	住んでいた市区町村の後期高齢者医療の窓口(千葉県・大阪府・福岡県の広域連合)
☐	国民健康保険 保険者名が市区町村名	お住まいの市区町村	5年以内で保険者が設定。資格確認書に書かれた期限で確認	市区町村の国民健康保険の窓口(大阪市・横浜市・世田谷区の案内)
☐	協会けんぽ 保険者名が「全国健康保険協会」。会社員本人や、その扶養家族	協会けんぽ(交付申請は勤務先を通す)	最大5年間。資格確認書に記載	勤務先・協会けんぽに確認
☐	健康保険組合・共済組合 保険者名が「〇〇健康保険組合」「〇〇共済組合」	その組合	5年以内で保険者(組合)が設定。資格確認書で確認	勤務先・加入している組合に確認

② 親のマイナ保険証の状況 当てはまるものに✓(厚生労働省の案内)

☐	マイナンバーカードを持っていない／持っているが健康保険証の利用登録をしていない 申請しなくても、資格確認書が無償で交付される(当分の間)
☐	マイナ保険証の利用登録を解除した／マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた 申請しなくても、資格確認書が交付される対象
☐	マイナ保険証はあるが、カードでの受診が難しく配慮が必要(高齢・障害など) 保険者に申請すると交付される(更新のときの申請は不要)。代理申請もできる
☐	マイナンバーカードを紛失した・更新中 保険者に申請すると交付される
☐	後期高齢者医療に入っている(75歳以上など) 令和8年7月末までの暫定措置(全員に交付)は終了。8月以降は広域連合ごとに違う(下の表)

③ 後期高齢者医療：2026年8月以降の交付(名前を挙げた広域連合の案内)

広域連合	資格確認書が届く人	「資格情報のお知らせ」が届く人
東京都	85歳以上の全員、84歳以下でマイナ保険証を普段から使っていない人、受診が困難で申請した人	84歳以下で普段から使っている人
千葉県	85歳以上、84歳以下でマイナ保険証を持たない人、受診が困難な人、普段から使っていない人など	84歳以下で普段から使用している人
愛知県	85歳以上、84歳以下でマイナ保険証を普段から使っていない人	84歳以下で普段から使っている人
福岡県	85歳以上、84歳以下で普段使っていない人。特別な事情で継続を希望した人・受診が困難になって申請した人にも	84歳以下で普段から使っている人
大阪府	令和9年7月31日までは、マイナ保険証の有無に関わらず全員	令和9年7月以降に交付する予定

※「普段から使っている」＝過去1年間に6回以上、かつおおむね直近3か月以内にもマイナ保険証を使った人(東京都・愛知県・福岡県)。表にない道府県は、親が住む都道府県の広域連合の案内で確認。「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません(厚生労働省)。

資格確認書の早見表・チェックリスト

STEP2 資格確認書が届いたら確かめること・有効期限のメモ

① 資格確認書が届いたら確かめること 確かめたものに✓

☐	届いたのは「資格確認書」か(「資格情報のお知らせ」ではないか) 資格情報のお知らせだけでは受診できない。マイナ保険証での受付がうまくいかないときに、カードと一緒に見せる書類(厚生労働省)
☐	氏名・生年月日・住所に誤りがない 誤りがあれば交付元に届け出る(愛知県の広域連合は市区町村の担当窓口へ)
☐	保険者名(どの健康保険か)を確かめた 1ページ目の表の、どの保険の種類かを確かめる
☐	負担割合と、発効期日(使い始めの日)を確かめた 東京都の広域連合は負担割合・発効期日・有効期限などを必須記載事項に挙げている
☐	有効期限を確かめ、下のメモ欄に書き写した 有効期限は5年以内で保険者が設定(厚生労働省)
☐	入院・手術の予定があるなら、限度区分が記載されているか確かめた 後期高齢者医療は申請で限度区分を併記できる。協会けんぽは限度額適用認定証を資格確認書と併せて出す(70歳以上は所得区分により不要な場合あり)
☐	裏面の住所欄に住所を書いた 住所を自署して大切に保管(愛知県の広域連合)
☐	本人以外は使えない・コピーは使えないことを家族で共有した 大阪府・千葉県の広域連合
☐	古い資格確認書・期限切れの資格確認書の扱いを確かめた 市区町村の窓口へ返す(愛知県・大阪府)／自分で処分(千葉県の変更時)など、案内が分かれる
☐	「古い資格確認書を回収に来た」という訪問・電話には応じない 新しい資格確認書を渡す前に古いものを回収することはない(福岡県の広域連合の注意喚起)

② 有効期限のメモ 書いた内容は手元に残るだけです

親の名前	
保険の種類	☐ 後期高齢者医療 ☐ 国民健康保険 ☐ 協会けんぽ ☐ 健保組合・共済
保険者名(資格確認書に書かれた名前)	
受け取ったもの	☐ 資格確認書 ☐ 資格情報のお知らせ ☐ まだ届いていない
交付年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
次の資格確認書が届く目安	(例:大阪府の広域連合は7月下旬までに郵送予定)
負担割合	()割
限度区分の記載	☐ あり ☐ なし ☐ 申請した(年 月 日)
保管している場所	

マイナ保険証と資格確認書の違い(どちらかを勧めるものではありません)

- マイナ保険証:健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード。受付の顔認証付きカードリーダーで受付。資格確認書・限度額適用認定証等の持参が不要。電子証明書の期限が切れても、満了日の属する月の末日から3か月間は健康保険証として使える措置がある。
- 資格確認書:保険者から交付される書類を窓口に出す。様式・発行形態は保険者ごとに違う。

資格確認書の早見表・チェックリスト

STEP3 届かないとき・代理申請・亡くなったときの返却先のメモ

① 資格確認書が届かないとき 確かめたものに✓

☐	加入している保険者の案内(交付の時期・対象)を見た 交付等に関する事項は加入している保険者の情報を確認し、分からない点は同じ保険者に問い合わせる(厚生労働省)
☐	後期高齢者医療で、84歳以下・マイナ保険証を普段から使っている 資格確認書ではなく「資格情報のお知らせ」を送る広域連合がある(東京都・千葉県・愛知県・福岡県)
☐	75歳になったばかり 愛知県の広域連合は誕生日の前月末ごろ送付・誕生日までに届かなければ市区町村の担当窓口へ。誕生日以降は前の健康保険の資格確認書等は使えない(大阪府)
☐	協会けんぽ(会社員本人・扶養家族) マイナ保険証を持たない人には、資格取得(扶養認定)の決定から30～50日後に発行(協会けんぽ)
☐	なくした・破れた 市区町村の窓口で再交付を申請できる(千葉県の広域連合)

代理申請(厚生労働省)

資格確認書の申請は、従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人のほか、介助者等による代理申請もできます。委任状などの必要書類は保険者ごとに違うため、加入している保険者に確認します。後期高齢者医療の申請先はお住まいの市区町村の担当窓口(東京都・福岡県の広域連合)、協会けんぽの交付申請は勤務先を通します。

問い合わせメモ(いつ・どこに・聞いたこと):

② 亡くなったときの返却先 返却したものに✓

☐	後期高齢者医療:資格確認書を、住んでいた市区町村の後期高齢者医療の窓口に戻した 千葉県・大阪府・福岡県の広域連合。大阪府は「死亡届提出後」に返還、葬祭費の申請にも資格確認書等を持参
☐	国民健康保険:本人の資格確認書を、市区町村の窓口に戻した 大阪府は死亡届が済んでいれば国保への届出は不要で、資格確認書の返却が必要と案内
☐	高齢受給者証・限度額適用認定証なども一緒に持っていった 大阪府
☐	亡くなった親が世帯主だった:同じ世帯の家族の資格確認書も持っていった 世帯主欄などが変わるため(大阪府・横浜市)
☐	協会けんぽ・健保組合・共済:返し方を勤務先・加入している健康保険に確認した

※返す時期の扱いは市区町村ごとに違います。横浜市は国保の届出を14日以内、世田谷区は死亡届で自動的に脱退し、資格確認書の返却は葬祭費の手続きが済み次第で(14日を過ぎても)構わないと案内しています。

返却先の窓口	
返却した日	年 月 日
一緒に返したもの	☐ 資格確認書 ☐ 高齢受給者証 ☐ 限度額適用認定証など ☐ 家族の資格確認書(書き換え)
あわせてした手続き	☐ 葬祭費(埋葬料)の申請 ☐ 介護保険の資格喪失 ☐ その他()

この早見表・チェックリストについて

厚生労働省・デジタル庁・協会けんぽの公開情報と、名前を挙げた後期高齢者医療広域連合・市区の案内(2026年10月6日確認)をもとにした一般的なチェックリストです。資格確認書の様式は含みません。交付されるかどうか、有効期限、申請や返却の手続きは、加入している健康保険(保険者)・広域連合・市区町村によって違います。親の手続きは、加入している保険者・お住まいの市区町村に必ず確認してください。